

品川哲彦「つかのまこの世にある私／私たち」¹へのコメント

森本誠一²

関西大学生命倫理研究会

2009年10月3日

本論文の特徴

日本における生命倫理学周辺の議論では、近年、功利主義（者）が幅を利かせ（とカント研究を放棄して功利主義の研究に鞍替えした私が言うのもなんですが）とりわけ人格概念については自己意識や自己決定能力に基づくものばかりが目立っているように思われる。こうした中、本論文は非常に多様な議論を踏まえた上で、自己意識や自己決定能力に基づく人格概念が自己規定的で正当性を欠くという欺瞞を明らかにし、人間同士の相互承認を媒介した人格概念を、「審級という私たち」という概念に立脚して提唱している。

簡単なコメント

インフォームド・コンセントが確立するまでの第2節の整理は実に見事である。だが、第3節（92-4頁）はほかの節と比べて格段に読みにくかった。マスメディアがしばしば行ってきた「脳死は人の死か」という問いの問題点を指摘して、人格（person）と人間（human being / homo sapiens）の違いを区別するのには、もっとよい方法があったのではないだろうか。また江口聡氏が『正義と境を接するもの』への質問で書いているように³、本論文においても非常に多くの議論が取り上げられている反面、著者自身がどのような立場にコミットしているのかが分かりにくかった。なお細かい指摘になるが、参考文献に「プロス、アリ編」とあるのは「プロス、アリ編」の誤植である。

以下、私が本論文をどのように読んだのか明らかにするために、論文の内容を簡単にまとめた上で、いくつか気になった点を質問したい。

本論文の要約

冒頭で著者自身が解題しているように本論文の表題「つかのまこの世にある私／私たち」の「つかのまこの世にある」とは「生の有限性」（87頁）を表したものである。生命科学と医療技術の進展はそうした生と死の境界をも変化させてきた。そして生と死の境界に線を引くのは「私／私たち」である。だが、なぜ「私／私たち」にはそれが許されるのか、また翻って「私／私たち」とはいったい誰のことなのか。本論文は生命科学と医療技術の進展がもたらした問題について、インフォームド・コンセント、臓器移植、ヒト胚の利用、人間の尊厳などを縦糸に、「私／私たち」を横糸にして論じている。

第2節「人格としての患者」では、ヒポクラテスの誓いに始まり、ニュルンベルク綱領

¹ 品川哲彦「つかのまこの世にある私／私たち」飯田隆等編『岩波講座哲学<8>生命／環境の哲学』岩波書店、2009年、87-105頁

² 大阪大学大学院文学研究科博士後期課程2年、kant1724@hotmail.com

³ 江口聡「品川哲彦『正義と境を接するもの』への質問」於・桜美林大学、2008年7月27日（<http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/eguchi/papers/sinagawa-care2008.pdf>）1頁脚注2

(1947年)からジュネーブ宣言(1948年)、ヘルシンキ宣言(1964年)を通じて世界医師会リスボン宣言(1981年)に至るまでの流れが整理され、患者がたんなる治療の対象から実験の対象となり、最終的に患者としての権利を世界医師会が認めるようになるまでの歴史が描かれている。これはインフォームド・コンセントが確立されるまでの歴史である。

第3節「人格と人間の分離」では、生物種としてのヒトである人間(human being / homo sapiens)と、倫理や価値に関わる存在としてのひとである人格(person)がどのように考えられ、またそれらの関係がどういった帰結をもたらすのかが論じられている。

第4節「人格とは何か」では、「自己意識と行為主体であるために不可欠な自己決定能力」(95頁)を核とする人格概念にとどまらず、複数の人格概念が紹介される。

第5節「人格としての私と身体における私」では、ナンシーを手掛かりに「私」にまつわるものとして、人格としての私と身体における私が対比的に論じられている。両者のあいだには主従関係が成り立っているわけではなく、ここではむしろ反転可能なものとして捉えられている。また、「私」と「私たち」を媒介するものもほかならぬ「身体における私」である。

最後の第6節「「私たち」とは誰か」では、「審級としての私たち」という概念を用いて人間の総意による相互承認から個人を尊重するという議論がなされている。自他が通低する身体は、一方で他の人への共感と理解に通じる通路であり、他方で拒絶しあい落差を示すものである。「身体において自他が拒絶しあうということが人間に定められた条件ならば、医療技術の展開は、成功ではなくむしろその障害と限界においてこの条件を露現したわけである」と結論づけられている。

全体を通しての質問

1. 人間中心主義に陥ってはいないか

本論文では第4節を中心に人格概念についてさまざまな立場が紹介されている。著者が支持するのは「私たち」による相互承認を基礎とするもので、これは人格の個別性を重視するスーパーマンの立場(97頁)やハーバーマスの平等な相互承認(98頁)についての考え方が取り入れられている。しかしながら、この立場は著者自身も認めるように種差別批判にさらされる(99頁)。ここで開き直って人間中心主義であると認めることもできるだろうし、実際これは哲学者を除く多くのひとびとが直観的に受入れ、あるいは共感し、支持する立場かもしれない。だが少なくとも哲学の議論において種差別批判に一定の妥当性が認められる以上、またこれが哲学の論文である以上、種差別批判をそのままにしておいて著者の主張する人格概念を手放しで受け入れるわけにはいかないだろう。

たとえば、筆者はスーパーマンの人格概念について説明するくだりで人間を他の生物と区別しつつ次のように書いている。「従来、生命倫理学における人格論は人格たる基準を争点とし、人格に共通する性質を探究してきた。だが、それぞれの人格はその生をつうじて独自の性質を形成していく一面をもっている」(97頁)。だが、人格が独自の性質を形成していくものならば、その独自の性質を形成できる者だけに共通の何かがあるはずではないだろうか。実はそれが自己意識だという議論も可能なのではないだろうか。

2. 「審級としての私たち」はいかにして可能なのか

第6節では「審級としての私たち」という概念が登場する。これには討議倫理学の理想的コミュニケーション共同体が参考にされているという。審級としての私たちは「特定の意見を共有して他の意見と対立する集団であってはならず、「人間が想到しうるあらゆる価値観に発言権」を認めるものである(103頁)。著者は「討議倫理学が形而上学の無効と手続き的性格を強調するのに対して、ここでの力点は多様な価値観を俎上にのせることそれ自体の意義にある」(103頁)と言う。同時に「たとえ総意が形成されたとしても、それがたまたま居合わせている人間の欲求のすりあわせであるなら、人間の総意たるには足りない」(103頁)とも論じている。

だが、どのようなすれば現に発言することのできない未来世代や自己意識のない人間の価値観を俎上にのせることができるのであろうか。著者は「私たちには自分と異なる意見を(賛同しなくても)理解する知力と感受性が要求されている」(103頁)と語っているが、多様な価値観を俎上にのせる仕方そのものは「知力と感受性」をもった者による思考実験とならざるを得ないのではないだろうか。だとすれば、知性のある者とない者、あるいは現に存在する者としらない者との関係を決めるのは常に前者ということになる。著者は「厳密な意味での人格にそれから外れた存在を自由に処遇する権限があるかは疑わしい」(99頁)と別の箇所語っているが「審級としての私たち」もこの例外にはならないだろう。もちろんここでも人間中心主義に陥っているのではないかという疑念は残る。

また、先にも触れたように「審級としての私たち」は討議倫理学のコミュニケーションの共同体を参考にしたと著者自身が語っているが、ロールズの原初状態ではだめなのだろうか。

3. ナンシーの議論の位置づけ

本論文におけるナンシーの議論の位置づけについて確認したい。ナンシーの議論が大きく取り上げられるのは第5節「人格としての私と身体における私」であるが、ここでは人格としての私が必ずしも身体を完全に支配しているわけではなく、身体における私もまた私の身体に偏在し、免疫上のアイデンティティをもっているということが論じられている。この節では免疫反応という事実に対する(現象学的?)反省から、臓器移植の是非という価値の問題へ飛躍しているように思われる。

また第6節で問題になる「私」と「私たち」をつなぐものとして念頭に置かれているのもナンシーの議論で問題になった拒絶しあう身体、人間に共通する身体である。だが、事実として私たちが身体的に通底していることと、私たちがすべて同じ道徳的共同体に含まれるべきかどうかということとは、即座にはつながらないように思われる。

細かい確認

1. 「人格主義的態度」(97頁)とはどのような態度のことなのか確認したい。

2. ビルンバッハは功利主義ゆえに人格概念に依拠しないとは

「ビルンバッハは功利主義ゆえに人格概念に依拠しない。人格か否かの区別は、予想さ

れる利害の算定に役立たず、余計な争点にすぎないからだ」(98頁)とはどういうことか。つまり、これはたんに「功利主義ゆえに」ということではなく、「(ビルンバッハーの採用する)功利主義ゆえに」ということであろうか。

3. インフォームド・コンセントは否定されない規範なのか

インフォームド・コンセントが「おそらく今後も否定されることのない規範」(88頁)という点にはひっきりをおぼえる。いみじくもインフォームド・コンセントが医療の歴史の中で獲得されてきたものならば、将来それが否定されることもあり得るのではないだろうか。

4. 科学者としての医師

「インフォームド・コンセントの沿革は、患者の身体の主権をめぐる、その身体をもって生きる患者と科学者としての医師との争いといえなくもない」(90頁)とあるが、88-9頁の記述によれば、医師が科学者としてのまなざしをもつようになったのは19世紀後半になってからである。

5. 「実践的な指針を含意する」から始まる段落

94頁の「実践的な指針を含意する」から始まる段落は、仮に人格と人間を分離しなくても、中絶、治療停止によって胎児や重度知的障害者や永久植物状態の人間の処遇を決定するのは、そうした状態にない人たちなのだから、人格と人間を分離することそのものが「実践的な指針を含意する」というのは意味をなさないように思う。

人格と人間の分離は実践的な指針を含意する。倫理と価値に関わる存在は人格なのだから、人格ではない人間の処遇は人格による決定に委ねられるからだ。その決定だけで、臓器移植のほか、妊娠中絶、生殖技術の利用、重度障害児の治療停止、永久的植物状態における治療停止、人体組織の研究での利用などさまざまな事例が倫理的に最下されうるようにみえる。(94頁)

6. カントの人間性について(96頁)

本論文の内容に即して言えば、人間という概念が規範や価値を含んだものであったということ、カントの人間性(Menschheit)から説明するのには無理があるのではないだろうか。というのも「人間性」が「汝と他人の人格のなかにある」ものであるならば、それを問題にするためにはまずカントが言うところの人格でなければならぬから⁴。ところがカントによれば「人格とはその行為に対して責任を帰すことの可能な主体」(VI, 223)、「物件とはどんな責任も帰することのできない物」(ibid.)として分けていたはずである。

⁴ ここでは「けれども、人格たる性質という概念はひょっとするとともに人間に共通の普遍的性質を含意しているのかもしれない」(95頁)の部分のカントに即して疑っているわけであるから、著者が問題視する「この推論は個々の人間について人格たる性質の有無を確認し、人格かつ人間と人格ではない人間とを分類する」(95頁)ことについての批判は留保している。

自律性を欠きカントの言う「人格」に含まれない人間がいたとしたならば——そして最重度の知的障害者や無脳症児などは明らかに自律性を欠いている——人間という概念に規範や価値が含まれているというのをカントの人間性概念から直接説明するのは困難ではないだろうか。

7. 論点を先取りしていないか

スーパーマンの人格概念のくだりで次の箇所は論点を先取りしていないだろうか。

生物種ヒトの一員、人間であるかぎり、人格として承認されるべきである〔中略〕たとえば、重度の知的障害者は、障害をもつが人間にちががなく、誰と問われる人格である。むしろ、こうした存在を人格として承認することにこそ、人間のなしうる最善が発揮される。能力や性質と無関係に相手をそのまま受容することだからである（97頁）